独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　法第十三条第一項第三号に規定する郵便局ネットワークの維持の支援に関する業務に関する事項 四　法第十三条第一項第四号に規定する附帯する業務に関する事項 ［略］ 五　［略］ 六　［略］ 七　法第十五条第一項に規定する郵便貯金管理業務（法第十条に規定する郵便貯金管理業務をいう。以下同じ。）の一部の委託に関する事項 ［略］ 八　法第十八条第一項に規定する簡易生命保険管理業務（法第十条に規定する簡易生命保険管理業務をいう。以下同じ。）の一部の委託に関する事項 九　業務委託の基準（第八号及び第十号に掲げるものを除く。） ［略］ 十　［略］ **別紙様式第一**（第十六条関係） ［第１～第３　略］ **第３の２**　郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表 郵便局ネットワーク支援勘定に係る貸借対照表 年　月　日 （単位　円） （資産の部） 現金及び預金 現金 預金 その他資産 前払費用 未収収益 その他の資産 有形固定資産 土地 減損損失累計額 （負債の部） 借入金 短期借入金 長期借入金 その他負債 未払費用 前受収益 その他の負債 賞与引当金 役員賞与引当金 退職給付引当金	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ ［新設］ 三　法第十三条第一項第三号に規定する附帯する業務に関する事項 四　［同上］ 五　［同上］ 六　［同上］ 七　法第十五条第一項に規定する郵便貯金管理業務（法第十四条第二項に規定する郵便貯金管理業務をいう。以下同じ。）の一部の委託に関する事項 八　［同上］ 九　法第十八条第一項に規定する簡易生命保険管理業務（法第十四条第三項に規定する簡易生命保険管理業務をいう。以下同じ。）の一部の委託に関する事項 十　業務委託の基準（第七号及び第九号に掲げるものを除く。） 十一　［同上］ 十二　［同上］ **別紙様式第一**（第十六条関係） ［第１～第３　同左］ ［新設］